

公益社団法人大分県社会福祉士会 アドバイザー登録規程

2020年4月24日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）が行う政策提言等に対するアドバイスを行う者（以下「アドバイザー」という。）の登録及びリストの管理について定めることにより、各種の専門的な知見を本会の運営に反映させることを目的とする。

(登録の方法)

第2条 アドバイザーの登録は、本会理事、本会定款第36条に規定する委員会の委員長（以下「委員長」という。）からの推薦に基づき、理事会の承認をもって行う。

(登録の更新)

第3条 アドバイザーリストの更新は、毎年度末までにアドバイザーに登録の継続意思及び登録情報の変更について照会することによって行う。

(登録の削除)

第4条 アドバイザーが次の各号の一に該当する場合は、アドバイザーリストから削除し、本会理事会、関係委員会にその旨通知する。

- (1) 前条の照会に対して、継続しないとの意思表示があったとき
- (2) アドバイザーから、登録を削除してほしい旨の申し出があったとき
- (3) アドバイザーが、本会に所属しないことになったとき

2 アドバイザーが次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決に基づいてアドバイザーリストから削除し、当該アドバイザー、関係委員会にその旨通知する。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) その他、登録を削除する正当な理由があるとき

3 前項の議決に当たって、アドバイザーが希望する場合には、当該案件について理事会に対して文書等により意見を表明することができるものとする。

(リストの管理)

第5条 アドバイザーリストの管理は、本会事務局で行う。

2 アドバイザーリストは、氏名及び専門分野を除き、原則として非公開とする。

(意見照会)

第6条 関係省庁等への政策提言等を行う場合、会長及び副会長は必要に応じて当該分野に識見を有するアドバイザーに、本会理事会に諮る前に意見を求めることができる。

2 前項の求めに応じてアドバイザーから意見の提出があった場合には、当該意見を付して理事会に諮るものとする。

(報酬等)

第7条 アドバイザーに係る業務については、これを無償とする。ただし、アドバイザーの業務として会議等に出席したときは当該会議等の出席旅費を費用弁償の対象とする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は2020年4月24日から施行する。